

日本におけるソーシャル・アクション研究の検討

藤野好美

A Study of Social Action in Japan

Yoshimi FUJINO

日本において、ソーシャルワークのひとつとされてきたソーシャル・アクションであるが、その研究は多いとは言えない現状である。日本におけるソーシャルワークのソーシャル・アクションの位置づけを整理し、どのようにソーシャル・アクションが研究されてきたのかを検証していく中で、研究の状況を明らかにし、今後の研究課題を示していく。

キーワード：ソーシャルワーク、ソーシャル・アクション

In Japan, social action is considered to be the one of the social work, but the present situation is that it cannot be said that there is much research. This paper clarifies the situation of the study of social action while arranging the positioning of the social action in social work, examines how social action has been studied and presents a future research theme.

Keywords : Social work, Social action

1. はじめに

ソーシャル・アクションは「社会活動法」とも言われ、日本のソーシャルワークにおいて間接援助技術のひとつに位置づけられてきた(杉本 2004:226)。地域住民や当事者のニーズに即し、社会福祉制度やサービスの新設・改善をめざして国や地方自治体、企業等に立法的・行政的措置をとらせようとする組織的な対策行動及びその技術を含意している(牧里 2000:73-74)。また、ニーズに即して環境や制度等を変化させること事態を目的とするところに方法的特徴がある(加山 2003:203)。個人がかかえる問題解決において、個人と環境のインターフェイスに介入するというエコ・システム思考にもとづいたジェネラリスト・アプローチが主流となりつつある昨今のソーシャルワークの状況を考えてとき、環境や制度等を変化させること自体を目的とするソーシャル・アクションは、今後果たすべき役割が大きくなることが期待される。

しかし、「ソーシャル・アクション」がタイトルに入った書物は、日本では出版されておらず¹⁾、日本において十分に研究が進んでいるとは言い難い。そのような状況の中で、ソーシャル・アクションが日本におけるソーシャルワークの現場で、実践として十分に機能するのか、不安は拭いきれないと言える。本論では、現在までの日本におけるソーシャルワークにおける「ソーシャル・アクション」についてその位置づけを確認し、主要な研究成果であると思われる論文および雑誌で組まれた特集の中で、どのようにソーシャル・アクションが論じられているのかを整理し、実践及び研究の課題を検討していきたい。

2. 日本の社会福祉援助技術におけるソーシャル・アクションの位置づけ

日本において、ソーシャルワークは直接援助技術(個別援助技術及び集団援助技術)と間接援助技術(地域援助技術、ソーシャルワーク・リサーチ、ソーシャル・アクション、ソーシャル・プランニング、ソーシャル・アドミニストレーション)で構成されているとされてきた(太田 2006:149-153)。しかし、社会福祉士が1987年に国家資格化され、テキスト類が刊行されるようになった当初は、必ずしもソーシャルワークのひとつとして取り上げられているわけではなく、確固とした位置づけがなされているわけではなかった。

例えば、小松はソーシャルワークとして個別援助技術、集団援助技術、地域援助技術、社会福祉調査法、社会福祉運営管理、社会福祉計画法をあげており、ソーシャル・アクションを含めてはいなかった(小松 1989:11)また、中村も「間接援助技術」として地域援助技術、社会福祉調査法、社会福祉運営管理をあげており、ソーシャル・アクションを含んでいない(中村 1989:122-129)。高橋は「間接援助技術とその分野」として地域援助技術、社会福祉調査法、社会福祉運営管理・社会福祉計画法、社会活動法をあげ、間接援助技術の中にソーシャル・アクションを含め、「社会活動法とは社会福祉の理念、目標などを実現するために、住民、団体、地方自治体、国などに働きかける社会活動の方法である」と定義している(高橋 1989:45-46)。

この頃、ソーシャル・アクションはソーシャルワークのひとつとしてよりも、地域援助技術のひとつとして考える部分としても大きく、「地域開発およびその組織化」、「コミュニティ計画」、「ソーシャル・アクション」というコミュニティ・オーガニゼーションにおける3つのモデルのひとつといった考えもロスマンによって提案されていた(太田・佐藤 1984:113)。また、狭い概念では包みきれない、複合した役割が地域援助技術に求められてきているとして、新しい福祉条例の制定や中間施設の設置などを行政施策に反映させるために、社会福祉活動法(ソーシャル・アクション)の機能があげられている(岡本 1989:32-33)。定藤は、「ソーシャル・アクションは、コミュニティ・ワーク(地域援助技術)の機能の一つであると同時に、従来のコミュニティ・ワークには包含しえないソーシャル・ワークの実践方法論であり、かつコミュニティ・ワークの類似概念である」と述べており、定まりきらないソーシャル・アクションの位置づけを示している。

こういった日本におけるソーシャルワークの分類について、大きな影響を与えたものとしてフリードランダー(Friedlander, W. A.)による「Introduction to Social Welfare」があげられる。フリードランダーは、ソーシャルワークの6つの形として、social casework、social group work、community organization、social welfare administration、social welfare research、social actionをあげている。そして、ソーシャル・アクションを「一般的な社会問題を解決し、法的、社会的、健康的、そして経済的な進化による社会福祉の理念の組織化を進めていくために進められる組織化されたグループ」

と説明している (Friedlander 1955:6)。また、「社会立法の影響もしくは社会サービスの運営管理によって、社会進化を確実にし、主要な社会問題を解決するという目的をともなう組織化されたグループの努力」と定義している (Friedlander 1955:189)。

ちなみに、このフリードランダーによるソーシャルワークの6つの分類は、“Introduction to Social Welfare”が、第2版、第3版と版を重ねていっても変わらない。(Friedlander 1961:6)、(Friedlander 1968:6)。しかし、第4版においては著者にアプテ (Apte, R. Z.)が加わった影響か、6つの分類については説明されなくなっており (Friedlander & Apte 1974)、第5版でも同様である (Friedlander & Apte 1980)。第4版までは第1版と同様のソーシャル・アクションの定義や記述があるが、第5版では先述したロスマンのコミュニティ・オーガニゼーションの3つのモデルのひとつとして説明されている (Friedlander & Apte 1980:156-157)。このような北米における変化は、1980年代に入って、ソーシャルワーク理論の統合化が課題となり、ジェネラリスト・アプローチの進展が見られ、個別援助技術、集団援助技術、地域援助技術といった考え方が主流ではなくなりつつあったことの影響によるものであると考えられる。

日本においても、以下で説明する社会福祉士養成にかかる法改正とジェネラリスト・アプローチの導入により、同様の傾向が見出されるようになっていく。平成19年11月に「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」成立し、同年12月に公布された。この法改正にもとづき、平成21年4月1日より施行されている新たな教育カリキュラムでは、ジェネラリストの視点にもとづくことが明記されている。この新カリキュラムに対応したテキスト類も発刊されているが、それらのテキスト類はジェネラリスト・アプローチに基づいて構成されており、直接援助技術・間接援助技術といった分類は見られなくなっている (社会福祉士養成講座編集委員会編 2009a) (社会福祉士養成講座編集委員会編 2009b)。つまり、ソーシャル・アクションにおいても、ソーシャルワークのひとつとして説明されているわけではなく、相談援助における介入の技術 (佐藤 2009:210-211) や当事者組織との関連 (岡 2009:64-65)、社会資源の活用・調整・開発にあたってのシステムづくり (福富 2009:114-118) としてとりあげられている。こういったとりあげ方は、これまでも社会資源

の活用や動員との関連 (定藤 1989) や当事者によるソーシャル・アクション (池谷 1993) で論じられており、ジェネラリスト・アプローチによる新しい視点にもとづいたものではないといえる。しかし、ジェネラリスト・アプローチの普及は、ソーシャルワーク実践や支援の枠組みに変化をもたらしている。したがって、そのジェネラリスト・アプローチによる社会福祉士養成が始まったばかりである現在、ジェネラリスト・アプローチにおけるソーシャル・アクションの位置づけやその評価は、これから明確にしていくものであると考えられる。

3. 日本におけるソーシャル・アクションの展開

ソーシャル・アクションの日本における展開について、1955年前後から社協を中心とする社会福祉予算獲得運動が開始されたが、次第に権力との癒着を強めていったこと、1947年ごろから従事者の労働組合が結成され、1953年日本社会事業職員組合となったこと、1960年代以降の特徴は、社会福祉需要者自らの組織化が進み、その福祉要求運動が発展してきたこと、禁煙理論面では運動論が提起されていることが報告されている (大塚 1975:198-199)。また、浦辺はソーシャル・アクションについて、経営者を中心とする社会福祉団体によるものと、主として職員を中心とする社会運動との2つに分裂していると指摘している (浦辺 1970:3-4)。そして、ソーシャル・アクションとしての社会福祉運動は、「社会福祉の対象者がみずからを組織するもの」、「みずからの要求をもって行動できないため親や家族がこれに代わって行動するもの」、「社会福祉労働者を中心とする運動」、「社会福祉に働くものやこれに関心を有するものによって組織された社会福祉の自主的研究組織」の4つに大別することができるとしている (浦辺 1970:6)。

また、「〈座談会〉わが国のソーシャル・アクションを考える」(児島他 1972:65-77)においては、興味深い論点がいくつか示されている。この座談会では、老人医療無料化をめぐる住民運動、東京の保育要求運動の展開といった具体的な運動例をふまえ、社協の役割について意見が交わされている (児島他 1972:65-71)。そして、社会福祉の職員が行うソーシャル・アクションと、対象者自身が立ち上がって行う運動について意見が交わされている。児島が対象者自身が行うソーシャル・アクションについて、社会福祉を職業とする人たちのソーシ

ャル・アクションと対象者の運動とがどう結びつくのかということが問題になっていることを指摘するが、三輪が「ソーシャル・アクションというものは、専門職としての職員のやらなければならない仕事というか、職分のひとつと言われましたが、現状は各施設の職員の権利そのものが、労働条件その他がひじょうに悪い」ため、「対象者の要求を掘り起こしたり、それに火をつけたりという、はるか以前のような状態にあるのが現状じゃないか」と述べ、浦辺も同意している。続いて浦辺は、ソーシャル・アクションの発展のためには「社会福祉運動団体が独自の運動をすると同時に、社会福祉運動の中で集約された要求を社協の中に持ち込んで、社協にも実現を迫るようなことが必要ではないか」と述べている。

この座談会では、社協の役割のひとつとしてのソーシャル・アクション、労働者としての社会福祉施設職員に何度か焦点があてられる。こうした中、児島はソーシャルワーカーの役割として、「対象者自身がめざめて自分の問題と取り組む運動に対する援助、例えば、啓蒙的な役割とか、資料を提供するとか運動する道筋でわからないことがあったら調べてくるとか、そういうことをするのがソーシャルワーカーの役割だと思います。」と述べている。また、ソーシャルワーカーが直接ソーシャル・アクションをやるには、ソーシャルワーカーの団体の民主化と団体の意見を尊重する行政の“姿勢”が大切であると述べている。最終的なまとめの段階で、浦辺は対象者の権利を守るために低いところの福祉の水準をどうやって高めるかということのために、「それぞれの団体がもっと前進すること」と「共通の課題についてもっと連帯をするということ」が必要であると締めくくっている。

この座談会が行われたのは1971年であるが、このころから、例えば障がい者福祉の領域では、障がい児を殺してしまった母親に対する減刑運動に、神奈川の「青い芝の会」を中心とした脳性マヒ者が反対運動を展開したり（横田1979）、障がい者が自分たち自身のために運動を始め、1983年の自立生活セミナーの開催、自立生活運動へとつながっていき、障がいを持った当事者自身によるソーシャル・アクションが行われていく。1990年代に入ると、薬害エイズやハンセン氏病の患者らの運動があり、近年では薬害肝炎の患者らの運動が記憶に新しい。

このような大きなソーシャル・アクション以外にも、

地域においてさまざまなソーシャル・アクションが行われていたが、1970年代から1980年代にかけて日本におけるソーシャル・アクションについての報告・研究は非常に少なく、さまざまな活動について検証し、ソーシャル・アクションの理論化につなげていくことが求められる。

4. 日本におけるソーシャル・アクション研究

次に、日本におけるソーシャル・アクションにかんする主要な研究を3点とりあげ、どのようにソーシャル・アクションが論じられているかを見ていくこととする。

(1) 木田徹郎「ソーシャル・アクション」(1966)

木田はソーシャル・アクションを「一般的社会福祉運動」、「専門社会事業の一分野」、「専門的行動」といった3つの側面から検討を加えたうえで、ソーシャル・アクションの問題点として、

- ①社会事業に昔から固有の人道主義的価値観と新しい科学的な専門行動規範との間には、ある程度矛盾するところがある
- ②専門社会事業が直接対等との接触を離れ、スーパーバイザーとなり、管理職に昇進するにしたがい、必然的にクライアントから引き離されてポリシー・メイキングに専念せざるを得なくなり、心理的状況の色彩が変化してくる。
- ③とくに現代の巨大社会構造や大衆社会状況とダイナミックに関係しつつ、政策的ないし構造的問題を処理するために、財政的、環境衛生的、教育的等々の諸制度と関係を保ち、全体社会計画的調整を具現しなければならないので、矛盾と妥協とは一層大きくなる。

といった3点をあげている（木田1966：191）。そして、専門社会事業行動の基調としての、科学的実践に対する操作性のない思想としてのソーシャル・アクションよりも、ケースワーク、グループワーク等々と並ぶ専門行動の一分枝としてのソーシャル・アクションを堅く捉える必要があると述べている（木田1966：192）。こうした専門行動としてのソーシャル・アクションを重視していくうえでふまえるべき研究として、シルス（Sills, D.L.）の「ボランティアに関する型とそれに関連するモチベーション分析」とハンター（Hunter, F.）の「権力構造分析」をあげ、ソーシャル・アクションの現代的必要と社会の大衆化と構造の巨大化による必要二

ードの潜在化の危険を防ぐ、つまりは多数の人々をソーシャル・アクションに動員、参加、定着せしめ、全国的組織に組みこもうとするメカニズムを考察している(木田 1966: 201-213)。こういった考察をふまえ、木田は現代のソーシャル・アクションの基本的目標たる政策革新は、アパシイ化した大衆社会を背景とするものである以上、一面強い自発性と大規模かつ組織的な活動でなければならないとしている(木田 1966: 214)。

木田の論じるソーシャル・アクションは、コミュニティ・オーガニゼーションやソーシャルワーク全体とも関連する中でソーシャル・アクションの基盤を成す理論形成を中心とするものであり、具体的な方法論やソーシャル・アクションの展開過程については触れられていない。アパシイ社会や階層社会との関連、そしてそういった社会における一般市民やボランティアの動員と参加が不可欠であるとも指摘されているが、反面当事者が進めるソーシャル・アクションについては触れられていない。したがって、極めて全体論的な視点で進められているといえる。

(2) 〈特集〉「ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの意義」『ソーシャルワーク研究』Vol.19 No.2 (1993)

この特集において、高森は社会資源を有効していくために、ケースマネジメントのプロセスにソーシャル・アクションを組み込んでいくことを提案している(高森 1993)。中園は北欧、英国のアドボカシー運動を通して、ノーマライゼーションの具現化がなされていく過程を報告している(中園 1993)。野川は、訴訟を通して、障害者の自己決定権を尊重するための支援団体の運動の広がり、個人の自発性・権利意識を基本とした連帯する組織活動としてのソーシャル・アクションの姿を描いている(野川 1993)。浜上は、先述の座談会でも論点となっていた社会福祉協議会のソーシャル・アクションについて、計画化、さまざまな施設やセンターの建設・設置、議員との連携、小地域活動といった、社協が実際に行っている事例を通して論じている(浜上 1993)。山本は失語症友の会の地区交流会、全国大会の経験を通して、当事者の立場からソーシャル・アクションの必要性を述べている(山本 1993)。池谷は当事者の会のあゆみ・発展を追いながら、会が行ってきたソーシャル・アクションについて論じている(池谷 1993)。

この特集のひとつの特徴として、実際に行われてき

た、または行われている活動をふまえてソーシャル・アクションが論じられているため、非常に具体的・実際であることがあげられる。分野・領域別にも論じられているが、こういったものを統合し、日本におけるソーシャル・アクションとして体系的にまとめあげていくことが求められる。

(3) 加山弾「コミュニティ実践の今日的課題

ー近年のソーシャル・アクションの動向ー」(2003)

加山のこの論文は、近年のソーシャル・アクションの動向がまとめられており、端的に現状や課題を把握できる研究成果である。加山はソーシャル・アクションの概念の整理を行い、そのうえで近年の事例として「被害地域における住民の生活圏をめぐる社会運動(公害問題)」「地域の枠を超えて展開するソーシャル・アクション(支援費上限問題)」「社会活動収束後の恒常的な取り組み(公害問題)」「協議を手段とし、当事者の地域生活状況の向上をめざす活動(養護学校存続)」といった4つの事例をあげている。そして、その4つの事例の検討ふまえ、ソーシャル・アクションの類型を行っている。これは、「普通-特異」、「協調-対決」といった二軸によってソーシャル・アクションを類型化していくもので、この類型はさらに「対決型」「穏健型」とに大別できるとし、そこから仮設モデルを構築している。この類型は検討されている事例が意図的であるため、いささか操作的な感が否めないが、体系的包括的な視点を含んだ日本におけるソーシャル・アクション研究として評価できるものである。

また、加山はソーシャル・アクションに関する研究課題として、「援助技術としての再検討」と「問題解決や住民参加、主体形成をいかにして評価するか」という2点をあげている。ここであげられている「援助技術としての再検討」は、ジェネラリスト・アプローチにおけるソーシャル・アクションとしての再検討ではなく、援助ツールや援助者の役割の再検討として示されている。今後のソーシャル・アクション研究において、特に具体的な支援方法や技術を検討していく際には、是非ともふまえておくべき視点であるといえる。

4. まとめ

～日本におけるソーシャル・アクション研究の課題～

ソーシャル・アクションに興味を感じるようにな

り、文献や論文を探すようになり、本論はそのまとめとしての意味が大きい。この作業を通じて、日本におけるソーシャル・アクション研究の貧しさを認識することとなった。日本におけるソーシャル・アクションの課題にはさまざまなものがあるが、新しい時代に応じた新しいソーシャル・アクションの体系化も求められている(杉本 2004: 233)。筆者の興味関心は運動論や地域福祉論との関連というより、先述の座談会において児島が指摘している「当事者によるソーシャル・アクションにソーシャルワーカーがどのようにかわるか」といった部分にある。換言すれば、「ソーシャル・アクションにおける支援者の役割」とも言えるが、その点について述べているのは、座談会における児島の発言しか見出せなかったため、その点における研究を深めていく重要性を感じている。

近年、利用者の主体性や自立支援が強調される中、『当事者主権』(中西・上野 2003) が出版され、「当事者福祉」という言葉も現れている。当事者が中心となるソーシャル・アクションも重要な位置づけを占めていくことが考えられるが、その中ではソーシャルワーカーがどのような役割を果たすのか、どのように参加・関与していくかが重要となる。そして、このソーシャルワーカーの参加・関与の課題は、ソーシャル・アクションにおけるアドボカシー(福富 2009: 115)も含め、ソーシャルワーカーの専門性とも関連する非常に重要な課題でもある。それは、ソーシャル・アクションがアドボカシーを通じてクライアントの利益を守る方法ともなるからであり(福富 2009: 116)、クライアントの利益を守ることは「社会福祉士の倫理綱領」にも示されているように、ソーシャルワーカーの重要な役割である。

こういった興味関心をもとに、今後は実際にソーシャル・アクションを行っている当事者組織の活動の検証や海外におけるソーシャル・アクションの動向等をふまえ、具体的にソーシャル・アクションにおけるソーシャルワーカーの役割・専門性について考えていきたい。

文献

福富昌城(2009)「相談援助における社会資源の活用・調整・開発」社会福祉士養成講座編集委員会編『相談援助の理論と方法 II』中央法規出版、114-118
Friedlander W. A. (1955) Introduction to Social

Welfare, Prentice-Hall Inc
Friedlander, W. A. (1961) Introduction to Social Welfare 2nd ed., Prentice-Hall Inc
Friedlander, W. A. (1968) Introduction to Social Welfare 3rd ed., Prentice-Hall Inc
Friedlander, W. A.・Apte, R.Z. (1974) Introduction to Social Welfare 4th ed., Prentice-Hall Inc
Friedlander, W. A.・Apte, R.Z. (1980) Introduction to Social Welfare 5th ed., Prentice-Hall Inc
浜上重孝(1993)「社会福祉協議会のソーシャルアクション」『ソーシャルワーク研究』Vol.19 No.2、22-27
池谷澄子(1993)「精神障害者によるソーシャルアクションとセルフ・ヘルプ・グループ活動」『ソーシャルワーク研究』Vol.19 No.2、34-45
加山弾(2003)「コミュニティ実践の今日的課題 - 近年のソーシャル・アクションの動向 -」『関西学院大学社会学部紀要』第95号、203-215
木田徹郎(1966)「ソーシャル・アクション」木田徹郎・竹中和郎・副田義也編著『改訂 社会福祉の方法』誠信書房、176-217
児島美都子、三浦三郎、三輪政太郎、浦辺史(1972)「<座談会>わが国のソーシャル・アクションを考える」『社会福祉研究』No.10、65-77
小松源助(1989)「第1章 社会福祉サービスにおける援助活動の意義」福祉士養成講座編集委員会編『社会福祉援助技術総論』中央法規出版、4-28
牧里毎治(2000)「地域援助技術(コミュニティワーク)の理論と技術」全国社会福祉協議会『社会福祉援助技術各論 II』8-77
中村佐織(1989)「第4章第3節 間接援助技術の概要」福祉士養成講座編集委員会編『社会福祉援助技術総論』中央法規出版、122-129
中西正司・上野千鶴子(2003)『当事者主権』岩波書店
中園康夫(1993)「ノーマリゼーション原理とソーシャル・アクション」『ソーシャルワーク研究』Vol.19 No.2、10-15
野川照夫(1993)「法律を媒介とするソーシャルアクション - 玉置訴訟の事例を通して -」『ソーシャルワーク研究』Vol.19 No.2、16-21
太田義弘・佐藤豊道(1984)『ソーシャル・ワーク - 過程とその展開 -』海声社
大塚達雄(1975)『社会福祉の専門技術』ミネルヴァ書房

- 岡知史 (2009) 「第3章第2節 自助グループを活用した相談援助」社会福祉士養成講座編集委員会編『相談援助の理論と方法 II』中央法規出版、63-71
- 岡本栄一 (1989) 「第2章 地域援助技術の理論と方法」福祉士養成講座編集委員会編『社会福祉援助技術各論 II』中央法規出版、28-71
- 定藤丈弘 (1989) 「資源の動員とソーシャル・アクション」高森敬久・高田真治・加納恵子・定藤丈弘『コミュニティ・ワーク - 地域福祉の理論と方法 -』海声社、149-157
- 佐藤豊道 (2009) 「第10章 相談援助のための介入の技術」社会福祉士養成講座編集委員会編『相談援助の理論と方法 I』中央法規出版、196-211
- 社会福祉士養成講座編集委員会編 (2009a) 『相談援助の理論と方法 I』中央法規出版
- 社会福祉士養成講座編集委員会編 (2009b) 『相談援助の理論と方法 II』中央法規出版
- 杉本敏夫 (2004) 「社会活動法の概念と基本体系」全国社会福祉協議会『社会福祉援助技術論』226
- 高橋重宏 (1989) 「第2章 福祉専門職と社会福祉援助技術」福祉士養成講座編集委員会編『社会福祉援助技術総論』中央法規出版、30-56
- 高森敬久 (1993) 「ソーシャルワーク実践方法としてのソーシャルアクション」『ソーシャルワーク研究』Vol.19 No.2、49
- 浦辺史 (1970) 「日本におけるソーシャル・アクションの現状 - 保育所づくりの運動の視点から -」『社会福祉研究』No.6、3-9
- 山本慶代 (1993) 「ことば」『ソーシャルワーク研究』Vol.19 No.2、28-33
- 横田弘 (1979) 『障害者殺しの思想』J C A 出版
-
- 1 2009年9月15日現在、総合目録データベースWWW検索サービス NACSIS Webcat (<http://webcat.nii.ac.jp/>) において、「ソーシャル・アクション」で全資料(図書・雑誌)を検索すると、検索結果は0件である。また、国立情報学研究所 NII 論文情報ナビゲータ CiNii (<http://ci.nii.ac.jp/>) において、「ソーシャル・アクション」に関連する論文数を検索すると、ヒットするのは1970年から2005年に発刊されている31件であり、極めて少ない。しかも、この中の6つの論文については、ソーシャルワーク研究 Vol.19 No.2 で「ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの意義」という特集で組まれたものである。

